

令和3年第4回美濃市議会定例会議案概要

《提出議案》	専決処分	1件、決算認定	8件	
	補正予算	5件、条例改正	3件	
	人事案件	6件、その他	3件	
	請願	1件、意見書	2件	<u>合計29件</u>

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
承第8号	専決処分の承認について 損害賠償の額の決定について	9月6日	9月6日	承認
認第1号	令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定 について	9月6日	9月30日	認定
認第2号	令和2年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	9月6日	9月30日	認定
認第3号	令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	9月6日	9月30日	認定
認第4号	令和2年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算 の認定について	9月6日	9月30日	認定
認第5号	令和2年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	9月6日	9月30日	認定
認第6号	令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について	9月6日	9月30日	認定
認第7号	令和2年度美濃市病院事業会計決算の認定につ いて	9月6日	9月30日	認定
認第8号	令和2年度美濃市上水道事業会計決算の認定に ついて	9月6日	9月30日	認定
議第55号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第6号）	9月6日	9月30日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 56 号	令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	9 月 6 日	9 月 30 日	可決
議第 57 号	令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	9 月 6 日	9 月 30 日	可決
議第 58 号	令和 3 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)	9 月 6 日	9 月 30 日	可決
議第 59 号	令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	9 月 6 日	9 月 30 日	可決
議第 60 号	美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	9 月 6 日	9 月 30 日	可決
議第 61 号	美濃市税条例の一部を改正する条例について	9 月 6 日	9 月 30 日	可決
議第 62 号	美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	9 月 6 日	9 月 30 日	可決
議第 63 号	市道路線の認定について	9 月 6 日	9 月 30 日	可決
議第 64 号	令和 2 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9 月 6 日	9 月 30 日	可決
議第 65 号	美濃市教育委員会委員の任命について	9 月 6 日	9 月 6 日	同意
議第 66 号	美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について	9 月 6 日	9 月 6 日	同意
議第 67 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9 月 6 日	9 月 6 日	同意
議第 68 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9 月 6 日	9 月 6 日	同意

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 69 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9月6日	9月6日	同意
議第 70 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9月6日	9月6日	同意
議第 71 号	財産の取得について	9月6日	9月6日	可決
請第 1 号	美濃市健康文化交流センターの利用(利用料金表の改定等)に関する請願	9月6日	9月30日	不採択
市議第 5 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	9月30日	9月30日	可決
市議第 6 号	こども庁の設置を求める意見書	9月30日	9月30日	可決

承第 8 号 専決処分の承認について
損害賠償の額の決定について

(内容)

平成29年11月、美濃市立美濃病院内の訪問看護ステーション清流による訪問看護において発生した医療事故に対し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とした損害賠償の額の決定について議会の承認を求めるもの。

・損害賠償の額 1,762,333 円

認第 1 号 令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳入	13,739,893,098 円
歳出	12,897,011,336 円
歳入歳出差引額	842,881,762 円
翌年度へ繰り越すべき財源	483,293,190 円
実質収支額	359,588,572 円

認第 2 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	2, 4 5 8, 8 5 2, 1 0 7 円
歳	出	2, 3 9 3, 1 5 1, 5 4 0 円
歳入歳出差引額		6 5, 7 0 0, 5 6 7 円

認第 3 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	2 2 4, 3 1 6, 0 5 9 円
歳	出	2 2 4, 2 2 3, 9 5 8 円
歳入歳出差引額		9 2, 1 0 1 円

認第 4 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	9 1 1, 1 1 2, 7 1 3 円
歳	出	9 1 1, 0 1 6, 1 7 9 円
歳入歳出差引額		9 6, 5 3 4 円

認第 5 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	2, 0 9 6, 8 5 8, 1 8 5 円
歳	出	2, 0 3 4, 6 4 8, 8 9 2 円
歳入歳出差引額		6 2, 2 0 9, 2 9 3 円

認第 6 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	5 4 7, 5 4 5, 3 0 8 円
歳	出	5 4 3, 8 5 3, 5 2 5 円
歳入歳出差引額		3, 6 9 1, 7 8 3 円

認第 7 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計決算の認定について

(内容)

収 益 的 収 入	2, 7 1 7, 5 2 5, 7 7 8 円
収 益 的 支 出	2, 6 9 4, 1 0 0, 1 0 2 円
差 引	2 3, 4 2 5, 6 7 6 円
資 本 的 収 入	1 9 1, 3 4 4, 0 0 0 円
資 本 的 支 出	4 3 2, 1 7 4, 6 6 0 円
差 引	△ 2 4 0, 8 3 0, 6 6 0 円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 4 0, 8 3 0, 6 6 0 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 9 2, 9 8 2 円、過年度分損益勘定留保資金 2 4 0, 3 3 7, 6 7 8 円で補填した。

認第 8 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について

(内容)

収 益 的 収 入	4 2 9, 2 0 8, 0 3 2 円
収 益 的 支 出	3 5 7, 8 3 5, 5 0 2 円
差 引	7 1, 3 7 2, 5 3 0 円
資 本 的 収 入	1 2 3, 8 1 6, 0 0 0 円
資 本 的 支 出	2 7 8, 4 6 7, 4 5 1 円
差 引	△ 1 5 4, 6 5 1, 4 5 1 円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 5 4, 6 5 1, 4 5 1 円は、減債積立金 6 5, 0 0 0, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 3, 5 7 9, 3 1 7 円、過年度分損益勘定留保資金 7 6, 0 7 2, 1 3 4 円で補填した。

議第 5 5 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)

(内容) 補 正 額 2 3 4, 0 5 2 千円
補正後の額 9, 8 9 2, 1 0 7 千円

議第 5 6 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(内容) 補 正 額 1 7, 0 1 4 千円
補正後の額 2, 5 8 5, 1 7 8 千円

議第 5 7 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(内容) 補 正 額 8, 9 1 3 千円
補正後の額 2 3 5, 1 9 5 千円

議第58号 令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）

（内容）補正額 16,672 千円
補正後の額 1,012,520 千円

議第59号 令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（内容）補正額 27,831 千円
補正後の額 2,112,518 千円

議第60号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

（改正趣旨）

効率的な行政手続の推進を図るため、形式的な手続及び押印に係る規定の見直しを行うもの。

（改正内容）

職員のサービスの宣誓の際に署名、押印及び対面を不要とするため、「面前」及び「署名」に係る規定等を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみとする。

（施行期日）

令和3年10月1日

議第61号 美濃市税条例の一部を改正する条例について

（改正趣旨）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

（主な改正内容）

1 扶養親族に関すること

- ・均等割及び所得割の非課税における扶養親族について、扶養控除の取り扱いの見直しを踏まえ、年齢16歳未満の者及び扶養控除の対象となる扶養親族に限ることとするもの。（第24条第2項、制定附則第2条の4第1項）
- ・公的年金等受給者の扶養親族について、扶養控除の取り扱いの見直しを踏まえ、年齢16歳未満の者に限ることとするもの。（第28条の3第1項）

2 寄附金税額控除に関すること

- ・寄附金税額控除において、控除対象寄附金の範囲から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外するもの。（第33条の4第1項）

3 医療費控除の特例に関すること

- ・特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、そ

の適用期限を5年延長し、令和9年度までとするもの。(制定附則第3条)
(施行期日)

令和4年1月1日(ただし、扶養親族に関する改正は令和6年1月1日)

議第62号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

納税者等の負担軽減と利便性の向上を図るため、固定資産の価格に係る不服審査の手續において、押印等を不要とする改正を行うもの。

(改正内容)

- 1 審査申出書における申出人の押印を廃止する。(第4条)
- 2 口述書における提出者の署名押印を廃止する。(第8条)
- 3 委員会において作成する調書における委員及び作成者の署名押印を記名とする。(第7条、第8条、第9条、第11条)

(施行期日)

公布の日

議第63号 市道路線の認定について

(内容)

次の路線を市道として認定するもの。

整理番号	路線名	区間	起 点 終 点	重要な 経過地
1	生櫛59号線	大字生櫛	字東畑1248番2地先 字東畑1319番1地先	生櫛
2	生櫛60号線	大字生櫛	字東畑1314番2地先 字東畑1272番3地先	生櫛
3	生櫛61号線	大字生櫛	字東畑1243番2地先 字東畑1292番1地先	生櫛

議第64号 令和2年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(内容)

令和2年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金を処分するもの。

- ・処 分 額 122,920,888 円
- ・内 訳 { 減債積立金に積立て 57,920,888 円
資本金に組み入れ 65,000,000 円 }

議第65号 美濃市教育委員会委員の任命について

(内容)

美濃市教育委員会委員の任期満了に伴う任命（再任）

氏 名 長 瀬 秀 子

任 期 令和7年9月30日まで（4年）

議第66号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について

(内容)

美濃市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う選任同意（再任）

氏 名 杉 山 英 吉

任 期 令和6年9月26日まで（3年）

議第67号 人権擁護委員候補者の推薦について

(内容)

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦（再任）

氏 名 古 田 由 美 子

任 期 令和6年12月31日まで（3年）

議第68号 人権擁護委員候補者の推薦について

(内容)

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦（再任）

氏 名 井 上 司

任 期 令和6年12月31日まで（3年）

議第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

(内容)

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦（再任）

氏 名 松 並 正 樹

任 期 令和6年12月31日まで（3年）

議第70号 人権擁護委員候補者の推薦について

(内容)

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦（新任）

氏 名 平 林 津 奈 子

任 期 令和6年12月31日まで（3年）

議第71号 財産の取得について

(内容)

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 美濃市新学校給食センター厨房機器一式 |
| 2 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 | 取得価格 | 129,800,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜市中鶉2丁目105番地
岐阜アイホー調理機 株式会社
代表取締役社長 伊藤 隆男 |

請第1号 美濃市健康文化交流センターの利用（利用料金表の改定等）に関する請願

(請願の趣旨)

- 1 市健康文化交流センターの多目的ホールは、構想段階からフロア一部分を和太鼓やミュージカル、ダンスなどの練習場所として想定していました。設計段階でも構想を引き継ぎ、防音機能と合わせてフロア一部分の椅子を着脱可能な仕様にする、壁面に鏡を張るなどがされています。

しかし、利用説明会では「多目的ホールはコンサート、発表会、講演会などに利用できます」としており、料金表は講演や発表会を想定したものになっています。そのため、練習など日々の活動に使うには料金が高すぎます。

ダンスなどの団体が以前に活動場所としてきた勤労青少年ホームの軽体育室の利用料金は1,100～1,650円で、市健康文化交流センターの多目的ホールの4,400～6,600円は4倍にもなります。冷暖房料金を含めれば、日々の活動には利用できない設定となっています。

リニューアルした関市のアピセ・関の多目的ホールは2,350～3,650円となっており、市健康文化交流センターは倍近くの設定です。関市では利用料の減免もあり、駐車料金の必要もありません。

市民文化団体の日々の活動・練習に使いくいばかりか、実際、この金額設定では平日の利用はほとんど見込めないと考えられます。利用しやすい料金設定にして利用してもらおうほうが経営的にも良いと考えられます。

- 2 毎週活動をする、練習する団体にとっては現在の料金は高すぎます。せめて以前の勤労青少年ホームの時のように、定期利用の団体には半額の減免措置を導入していただきたい。

市は、昨年末からの懇談会、説明会、市議会などで当初の減免の方向から団体への運営補助の形で経済的援助をする等に説明が変わってきました。しかし、補助の方法や内容も示されていません。現時点で、すでに施設はオープンしているにもかかわらず、減免なしで補助金もない状態です。定期利用

で日常的に利用する団体には、誰でも利用料金の減免というわかりやすい制度を求めます。

勤労青少年ホームの廃止で活動場所を失った団体は、市健康文化交流センターの利用にあたり会費の値上げや参加者に参加費の増額や駐車料金の負担をお願いしている状況です。1年以上にわたるコロナ対応で活動が困難となる中で工夫しながらようやく活動を続けている文化活動を応援していただきたいです。

- 3 市は多目的ホールの利用にあたり入場料金を取る場合は利用料金を割り増しするとしています。商業的な利用なら2倍に加算することは理解できませんが、市民の自主活動と考えられる入場料金3,000円未満の場合は加算はなしで良いと考えます。

発表会などは市民が自らの発表の場として行うもので、資金活動というより運営上仕方なく入場料を設定する場合はほとんどだと考えられます。その場合には割増料金を設定せずに市民の文化的活動を応援してもらいたいです。

- 4 施設を利用する場合はすでに利用料金も払っており、駐車料金は大きな負担となっています。100円といっても毎回、毎週のこととなり、講師の先生の駐車代の負担や、施設の利用時間帯が3～4時間であることを考えると駐車代は200円となることも考えられ、その負担は想像以上です。無料の時間をもっと延長していただくか無料・割引チケットなど減免措置を考えていただきたいです。

駐車場の有料化は、もともと観光ふれあい広場駐車場との関係で観光の車が市健康文化交流センターにとめられたら困るということで始まったと聞いています。当初の狙いから外れて、駐車場の有料化は市健康文化交流センターに行こうとする気持ちの障害にさえなっているように感じます。市民や地域の方が気軽に市健康文化交流センターに来られ、交流できるためには駐車場は無料であるのが良いと考えます。

(請願項目)

- 1 多目的ホールの利用料金にフロアー利用のみの料金設定を行う。
- 2 定期的利用（おおむね年間20回以上あるいは月3回以上の利用）の団体には、利用料金の50%の減免を行う。

- 3 多目的ホールの商業的利用の場合の基準を変更し、入場料3,000円未満の場合は利用料金の加算はなし、3,000円以上の場合のみ利用料金を2倍とする。
- 4 市健康文化交流センターを利用する場合には、駐車料金の減免あるいは駐車料金を3時間までは無料とする。

市議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 (内容)

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとするこ

と。

- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

岐阜県美濃市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
経済産業大臣 様
内閣官房長官 様
経済再生担当大臣 様

市議第6号 こども庁の設置を求める意見書

(内容)

少子高齢化が深刻な我が国において、子どもたちの健やかな成長発達を力強く支援していくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が連携して取り組むべき課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が市民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続きが必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在協議されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考えられる。

よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 専任の大臣の下で、強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり、自治体との調整を行うこと。
- 2 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないように、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。
- 3 自治体の子ども施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

岐阜県美濃市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
法務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様
内閣官房長官 様
内閣府特命担当大臣（規制改革） 様
内閣府特命担当大臣（少子化対策） 様
国家公安委員会委員長 様